## 児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請はお済みですか

次の要件に該当する方で、まだ手当を受けていない方は申請をしてください。ただし、所得制限があります。

### 児童扶養手当

**【支給対象となる方】**市内在住で、次のいずれかに該当する方を養育している父親・母親または養育者

①父母が離婚した児童②父または母が死亡した児童③父または母が重度の障害をもつ児童④父または母が生死不明の児童⑤父または母に1年以上遺棄されている児童⑥父または母が1年以上拘禁されている児童⑦母が婚姻によらないで生まれた児童⑧父または母が、母または父からの申し立てにより発せられたDV保護命令を受けた児童

※父親・母親・養育者が老齢福祉年金以外の年金を受給できるときのほか、児童が父親または母親に支給される年金の加算対象になっているとき、児童が児童福祉施設などに入所しているときなど、対象にならない場合があります。

**【支給期間】**対象児の年齢が18歳に達した日の属する年度末まで（対象児が中度以上の障害を有するときは20歳未満）

### 特別児童扶養手当

**【支給対象となる方】**市内在住で、次のいずれかに該当する20歳未満の障害児を養育している父親・母親または養育者

①知的障害（愛の手帳1～3度程度）がある児童②身体に障害（身体障害者手帳1～3級程度）がある児童③前記①②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害がある児童

※対象児が障害を理由とする公的年金を受給している場合は対象となりません。なお、申請には指定の診断書の提出が必要ですが、省略できる場合があります。

### 現況届の提出をお忘れなく

児童扶養手当と特別児童扶養手当の現況届は、受給資格の確認のために必要なものです。提出がないと12月期支払い分からの手当が支給されない場合がありますので、ご注意ください。認定されている方には現況届のお知らせを郵送します。子育て支援課（市役所2階）へ提出してください。

なお、児童扶養手当については、手当の支給開始から5年などが経過した方のみに対して6月中にお送りした「一部支給停止適用除外事由届出書」も、現況届と一緒に提出していただきます。

**【現況届受付期間】**児童扶養手当・特別児童扶養手当のいずれも、8月1日（木）～24日（土）。受付時間は土曜・日曜日を除く、午前8時半～午後5時。ただし、8月22日（木）・23日（金）は、午後8時まで夜間窓口、24日（土）は午前9時～午後4時の休日窓口を開設します。ぜひご利用ください

**【ご注意】**市民税・都民税が未申告の方は所得確認ができないため、各手当の更新ができません。課税課（市役所2階）で申告を済ませた上で、現況届を提出してください

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

## 児童扶養手当を振り込みます

25年4月～7月分の児童扶養手当を8月13日（火）に指定預金口座に振り込みます。利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

詳しくは子育て支援課助成係☎470・7736へ。

## 心身障害者福祉手当などの所得制限額が据え置かれます

心身障害者福祉手当などの所得制限限度額は、下表の通り8月以降も据え置かれます。

**【所得制限額】**本人所得が360万4000円で、扶養親族などが1人増すごとに38万円を加算します（下表参照）。

※扶養親族などのうち、老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、1人に付き25万円を加算します。

### 心身障害者福祉手当・障害者福祉手当

現在受給中の方は、手続きの必要はありません。現在受給していない方で受給資格が生じた方は、障害福祉課（市役所1階）へ申請が必要です。申請がない場合は受給することができませんので、ご注意ください。また、施設に入所した方は同課へ届け出てください。

**【対象】①心身障害者福祉手当**＝市内に住所がある20歳以上で、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1・2級の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方▽愛の手帳1～3度の方。ただし、65歳を超えて新たに障害者となった方と施設に入所している方は受給できません**②障害者福祉手当**＝市内に住所のある、次のいずれかに該当する方。身体障害者手帳1～4級の方▽脳性まひ、または進行性筋萎縮症の方▽愛の手帳1～4度の方。ただし、児童育成手当の障害手当・心身障害者福祉手当・難病者福祉手当を受けている方と施設に入所している方は受給できません。また、65歳以上の方で介護保険サービスを利用している方は受給できません

障害者手当等所得制限限度額表

| 所得の区分 | | 扶養親族などの数 | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 0人 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 |
| 本人 | 所得 | 360万4,000円 | 398万4,000円 | 436万4,000円 | 474万4,000円 | 512万4,000円 | 550万4,000円 |
| 扶養義務者など | 所得 | 628万7,000円 | 653万6,000円 | 674万9,000円 | 696万2,000円 | 717万5,000円 | 738万8,000円 |

### 特別障害者手当・障害児福祉手当

この手当を継続して受給するためには、前年の所得状況や支給要件の状況などを届け出ていただくことになっています。この届け出がないと、今年の11月期分からの手当が支給されませんので、ご注意ください。受給している方には現況届をお送りしますので、8月1日（木）～30日（金）に同課へ提出してください。

**【対象】①特別障害者手当**＝20歳以上で、重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護が必要な方（おおむね身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1・2度程度で、かつそれらが重複している在宅の方。これらと同等の疾病、精神障害の方）ただし、施設入所者および3カ月以上入院している方には支給されません**②障害児福祉手当**＝20歳未満で、重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする方（身体障害者手帳1・2級の一部または愛の手帳1・2度程度の方。これらと同等の疾病、精神障害の方）に支給されます。ただし、施設入所者および障害年金などの受給者には支給されません

※該当すると思われる方は申請してください。

詳しくは同課☎470・7747へ。

## 受験生チャレンジ支援貸付事業

都では受験生（中学3年生・高校3年生）を持つ世帯主（生計中心者）に対し、学習塾などの費用や受験費用について無利子で貸し付けを行います。条件により、返済も免除となる場合があります。

**【事業の内容】**現在、中学3年生・高校3年生および20歳未満の中学校・高校既卒者、高等学校卒業程度認定試験合格者などが高校・大学・専門学校などに入学するための受験料と学習塾などの費用を貸し付けます

**【貸付限度額】受験料貸付金**＝中学3年生が2万7400円、高校3年生などが10万5000円▼**学習塾等貸付金**＝中学3年生および高校3年生など20万円

**【ご利用いただける方】**次の①～⑦の全てを満たす方

①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の世帯主（生計中心者）③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下（1人扶養の場合。1人増すごとに60万円加算）④預貯金などの保有資産が600万円以下⑤土地・建物を所有していない（現在住んでいる土地・家屋を除く）⑥生活保護受給世帯でない⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない

※この要件のほか、連帯保証人が必要となります。

申し込みは26年1月31日（金）までに福祉総務課（市役所1階）へ。

詳しくは同課福祉政策係☎470・7741へ。

## 田無警察署からのお願い

## 『母さん助けて詐欺』に東久留米市内が狙われています

警視庁では、5月12日から「振り込め詐欺」を「母さん助けて詐欺」に名称変更して根絶に取り組んでいます。

市内で24年中に発生した振り込め詐欺の件数は13件で、約2800万円の被害がありました。

今年に入ってからは、既に15件、約3900万円（7月16日現在）の被害となっています。

市内では、息子の名前をかたって「かばんをなくしてしまって、今すぐお金がないと会社を首になってしまう」などと電話をかけて高額の現金を要求し、犯人やその仲間が被害者宅などで直接現金を受け取る手口が続発し、予断を許さない状況です。

被害者は「まさか自分が被害に遭うとは思っていなかった」と話しています。

不審に思ったらすぐ110番か警察に相談してください。また、身内から被害者を出さないためにも「身内（家族）からの注意喚起」が非常に有効です。「自分の家族は大丈夫」と思わず、家族の絆で「母さん助けて詐欺」に遭わないように注意を呼び掛けてください。

詳しくは田無警察署生活安全課防犯係☎467・0110（内線2612）または市防災防犯課☎470・7769へ。

## 税務職員を装った不審な電話「還付金詐欺」にご注意ください

税務職員を装って、税金などの還付金があるとだまし、ATMからお金を振り込ませようとする「還付金詐欺」が都内でも発生しています。

犯人の手口は、税務職員を名乗って電話をかけ、税金や医療費などが還付されるかのように偽ります。それから、還付の手続きのために、ATMに行くよう誘導し、そこから指定した電話番号に電話するように指示します。ATMのある場所から指定された電話番号に電話すると、言葉巧みにATMの操作を指示してお金を振り込ませます。

都主税局では、税金を還付するためにATMの操作をお願いすることは絶対にありません。電話でATMの操作を求められたら、それは「還付金詐欺」です。

不審に感じた場合は即答せず、必ず一度電話を切り、相手の名前、所属する部署名を確認の上、最寄りの都税事務所または主税局総務部総務課相談広報係☎03・5388・2924へご連絡ください。また、万が一被害に遭われた場合は、すぐに警察にご連絡ください。

詳しくは立川都税事務所相談広報担当☎042・523・3171（代）または同局相談広報係へ。

## 住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を公表しています

24年度中の住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況をまとめ、市政情報コーナー（市役所2階）で公表しています。

詳しくは市民課☎470・7722へ。

## 都医療券（難病医療費助成）更新手続きのご案内

有効期限が9月30日（月）までの「都（マル都）の医療券（難病医療費助成）」をお持ちで、引き続き医療費助成を希望する方は、更新手続きが必要です。更新に必要な書類などは都から郵送しています。

早めに手続きを済ませてください。なお、有効期限（9月30日）を過ぎてしまうと、医療費助成が受けられない期間が生じますので、ご注意ください。

また、今年の6月30日までに新規申請した方で、まだ都医療券が交付されていない方には、更新書類が8月14日付けで都から郵送される予定です（認定者のみ）。この方は、10月31日（木）までに更新手続きをしていただければ、引き続き10月1日（火）から医療費助成が受けられます。

詳しくは障害福祉課☎470・7747（ファクス475・8181）へ。